

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

中部電力株式会社  
代表取締役社長 勝野 哲  
社長執行役員

浜岡原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成27年1月26日に浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可（4号発電用原子炉施設の変更）を申請し（以下「既申請1」という。）、また、平成27年6月16日に3号発電用原子炉施設の変更に係る発電用原子炉設置変更許可を重複申請しておりますが（以下「既申請2」という。）、この度、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の公布に伴う発電用原子炉設置変更許可を申請致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請1及び2と後申請が重複することになりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請1及び2案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請1案件】

1. 申請書名：浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年1月26日（本原原発第35号）
3. 変更の理由：

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等に関する記述を追加する。

併せて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

使用済燃料の貯蔵能力を強化するため、4号炉附属施設として使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する。

【既申請2案件】

1. 申請書名：浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（3号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：平成27年6月16日（本原原発第7号）
3. 変更の理由：

改正された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴い、設計

基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等に関する記述を追加する。  
併せて、記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載形式に変更する。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：浜岡原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
(1号, 2号, 3号, 4号及び5号発電用原子炉 使用済燃料の処分の方法)
2. 申請日：平成28年8月16日(本原原発第14号)
3. 変更の理由：  
「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布により、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更する。

以上